

氏 名	ふち はら とも ゆき 渕 原 智 幸
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 330 号
学位授与の日付	平 成 17 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	中世成立期の東北と武士

論文調査委員	(主 査) 教 授 勝 山 清 次	教 授 藤 井 讓 治	助教授 吉 川 真 司
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、古代・中世移行期における東北辺境支配の推移と、その過程における国家的軍事力行使のあり方を解明することを目的としている。

第一章では、10世紀以降の東北北部支配に関して通説となっている「鎮守府・秋田城体制」説の立論過程に検討を加え、同説は中世史研究上の要請から演繹的につくられた面が強く、実証性の面で疑問があることを指摘している。なかでも同説が、10世紀における奥六郡の存続を前提条件としているにもかかわらず、奥六郡のうち北部四郡の10世紀における存続が疑わしい点について、十分に検討を加えていないことは問題であるとする。

従来、この問題があまりとりあげられなかった主因は、『延喜式』の史料的性格にある。『延喜式』のうち、民部式の記述を重視すれば北部四郡の存在が疑わしくなるのに対し、神名式に北部四郡の1つ斯波郡が載っていることを重視すれば、民部式の記述は相対化され、北部四郡は特殊な郡ではあったが存続していたという主張が可能になるからである。しかし、こうした主張は、神名式における郡名表記が、いったん登録された後は実態の変化に関わらず殆ど改訂されていなかったとする、古代神社行政の研究成果を反映していないものである。また、北部四郡が特殊な郡であったとする主張は、いずれも史料的根拠に乏しいものであり、従い難い。よって、民部式の記載に留保を加える必然性はなく、北部四郡は10世紀前葉までに、いったん廃絶していた可能性が高いとする。

以上を踏まえうえて、改めて「鎮守府・秋田城体制」説の実証性について検討し、その結果、この説は史料的根拠に乏しく、むしろ反証というべき史料が多数存在し、全く成り立たないものであると論じる。

第二章では、「鎮守府・秋田城体制」説から離れた立場から古代・中世移行期の東北史を考察する第一歩として、陸奥国磐井郡の成立過程に注目している。磐井郡は、かつて胆沢城が置かれた胆沢郡の南隣にある郡で、両郡の境を流れる衣川は平安初期以来、蝦夷・俘囚側と国家側の境界として、史料に度々あらわれている。ところが、9世紀前後の陸奥北部を考えるうえで通説となっている「胆沢三郡」説によれば、磐井郡は胆沢城造営を契機に、衣川の北に位置する胆沢・江刺両郡とともに立郡され、胆沢城の広域支配下に置かれていたという。しかし、この説は論証に問題があるうえ、9世紀においても磐井郡と胆沢以北とが異質の地域であったことは、終末期古墳群の形態や『和名抄』所載郷名の性格などからも窺えるところである。よって「胆沢三郡」説には従い難いとする。

一方、磐井郡成立の経緯を考えるうえで注目されるのが、延暦後半、磐井郡の南隣である栗原郡に4ヶ所の駅家が設置されていることである。これらの駅家すべてが現在の栗原郡域に設置されたと想定するのは困難であり、当時の栗原郡域は今より広がったと考えられる。そして栗原郡に接する郡のうち、当時の段階で立郡が確認できないのは磐井郡だけであり、当時の磐井郡域は栗原郡の一部であったと捉える。

8世紀までの磐井郡域は、文献・考古の両面からみて、比較的人口の少ない地域であった可能性が高く、また地理的条件からみても、エミシ側・国家側双方にとっての「辺境」であったと考えられる。そのため胆沢城造営時までの磐井郡域は、

栗原郡の一部というよりは「延長」ともいふべき曖昧な領域であり、結果的に境界領域ないしは緩衝地帯のような役目を果たした。しかし胆沢以北の支配確立によって、磐井郡域のそうした性格は後退し、実質的支配の必要が増していったので、同郡域は伊治城廃絶と同時期に栗原郡から分置されたと捉える。

第三章では、陸奥北部四郡の廃絶を説明すべく、「三十八年戦争」後半期以降のエミシ政策およびエミシ支配について考察している。同戦争の後半期には、明らかに前半期より懐柔策が強化されているが、これは多分に攻撃的な側面を含むもので、武力行使と表裏一体の政策である。そして、同時期に行われたエミシ移配政策も、移配されたエミシに対する様々な厚遇などから考えて、こうした意味での懐柔策強化の一環、もしくはその財源分担策として行われたものであり、従来いわれていたような懲罰的政策とみる解釈は妥当ではないとする。

これらの施策は、その後の戦局の推移からみて、恐らくは一定の効果をあげたであろうが、こうした政策が「成功」を収めるほど、国家側は親国家的エミシに大量の物資や位階官職を与えねばならなかった。その結果エミシ社会は、全体としては決して壊滅状態とはならなかったであろうし、従来いわれていたような「秩序の崩壊」が起きたとも考え難く、また親国家的なエミシ系豪族の中には、かえって権力を強化する者さえいた。

彼らは、懐柔策の縮小や負担の増加など様々な契機により、再び国家的脅威に転化しかねない存在だったが、実際そうした状況は「三十八年戦争」終結直後から確認され、その後も陸奥北部では半世紀にわたって反乱・騒乱が断続的に発生し続ける。従来こうした騒乱は、国家側の対策が奏功して結局沈静化したとされてきたが、そうした説は実証性に疑問がある。むしろ騒乱時における援兵差発の推移や、当時の陸奥官人補任状況および在地有力者への賜姓・叙位状況、さらに9世紀中葉の徳丹城廃絶といった事象を総合すると、こうした騒乱は斉衡年間に頂点に達し、これを鎮圧すべく国家側がとった対策も結局は失敗して、その結果、陸奥北部四郡は俘囚側に事実上「奪還」されたと結論づける。

第四章では、9世紀中葉における陸奥北部四郡の廃絶後、これら四郡がどのように推移したかを考察するため、当時の史料に散見する「奥地」という語に注目し、その用例を年代順に列挙して検討している。

「奥地」およびその類語は、「三十八年戦争」のさなか、陸奥北部の胆沢・斯波以北を指す語として初出し、戦争終結・立郡の後、少なくとも数年間は、胆沢・斯波周辺を含む地域を指す語であった。その後、承和初年までには、「奥地」のうち郡制が施行された地域、つまり胆沢・江刺以北の諸郡域（後の奥六郡にあたる諸郡域）を指す語として「奥邑」「奥県」という語もつくられた。しかし、それらの諸郡は百姓に賦課をかけられるような状態ではなく、依然として「奥郡」あるいは「辺郡」とは別個に扱われ、むしろ「奥地」の一部という性格の強い地域であった。なお、こうした検討結果を第二章での考察と考え併せると、9世紀中葉以前の史料にみえる「奥地」とは、要するに衣川以北地域のことであり、可能性が高いとする。

9世紀後葉における「奥地」の用例は、大半が元慶の乱関連史料にみえるものである。この「奥地」に関しては、津軽の別称とする説と、米代川流域を指すとする説がある。このうち米代川流域とする説は、史料の記述と明らかに齟齬を来しており従い難いが、一方で津軽の別称とする説も、積極的根拠に欠けるうえに、なぜ様々な北方地名の中で津軽に限って別称を併用する必要があるのか説明がなく、疑問が残る。こうした点と前章までの考察を併せ考えるならば、これらの「奥地」もまた陸奥「奥地」であり、北部四郡廃絶後、「奥地」のエミシが元慶の乱に際して反乱側に協力したことを示すものである可能性が高いと論じる。

第五章では、いったん廃絶した北部四郡が、いつどのように復置されたのかという観点から、10世紀の東北支配について考察している。10世紀前葉においても東北支配は不安定なままであったが、天暦元年（947）に鎮守府將軍平貞盛と「狄坂丸」をめぐるトラブルが起きた記事を最後に、北方の戦乱・騒乱にまつわる記事はしばらく絶える。この「狄坂丸」は津軽周辺のエミシであった可能性が高く、当時の鎮守府將軍は、津軽周辺にまで直接使者を派遣し、場合によっては武力行使さえ行いえたと言及する。これは9世紀後葉においては考えられないことであり、元慶の乱から天暦元年までの約70年間に、鎮守府ひいては国家側の北方支配力が飛躍的に拡張されたということになる。しかも天暦元年は出羽天慶の乱の8年後であり、よって支配力拡張の時期も、天暦元年をさほど遡らない時期であった可能性が高いと捉える。

こうした見通しを裏付けるように、10世紀半ば以降、金・馬・鷹など北方の物産が頻繁に都へもたらされるようになる。また、東北に関する貴族官人層の認識は、10世紀半ば頃を画期として明らかに変容をみせたことが、当時の文学史料にみえ

る歌枕の分析から窺える。さらに考古学の見地からは、ちょうど10世紀半ば頃を画期として、秋田・岩手県北部から北海道南部にかけて、「防御性集落」ないしは「環濠集落」と呼ばれる集落が多数出現することが指摘されており、この時期に「奥地」の北部や津軽などにおける大きな社会変動が想定される。また、毛抜形太刀＝「俘囚剣」が衛府官人の間で使われるようになったのが、ちょうど10世紀中葉～後葉である。そして10世紀後葉には、日本の国家領域を津軽までとする観念も生じたと思われることが、『宋史』外国伝・日本国の記述から判明する。このように、文学史料・海外史料を含めた文献史料や、考古学的な知見などからみても、天暦元年ごろに北方支配力の拡張を想定する見解は、かなり蓋然性の高いものであると論じる。

10世紀前半の坂東では、9世紀後葉の一国規模にあたるような動員が、有力富豪層によって次々に行われていた。また、彼らは様々な武具・兵器を所有し、かつての出羽や坂東諸国に匹敵するレベルの騎兵動員も可能であった。承平・天慶年間の国家的危機に際し、政府は彼らの武力を積極的に取り込もうとしたが、「諸家兵士」の初出がこの頃であることも、それに起因すると捉える。

それに関連して注目されるのが、坂上・文室・伴などのいわゆる「軍事官僚」が、この頃を境として軍事的活動から姿を消すことである。国家的危機に際して政府は、坂東など地方に大きな軍事的・経済的基盤を持つ有力富豪層などを、国司や追捕使・押領使などに直接補任することで、彼らの大規模かつ精強な私的武力を全面的に活用しようとした。この場合、自らの私的武力をあまり持たなかったであろう「軍事官僚」たちは、いくら個人的武勇や兵略に優れていたとしても、起用される余地はなかった。そして、この政策が奏功し東西の戦乱が鎮圧されたことで、有力富豪層の私的武力に依存する軍制は定着し、もはや「軍事官僚」が活躍する場はなくなったと論じる。

こうした軍制の変容は、東北の軍制にも影響を与え、陸奥・出羽の国司・官人が率いる私的武力が、国レベルの武力として公的に取り込まれることになった。一方、戦乱鎮圧によって名実ともに「軍事貴族」となった平貞盛は、より強大な武力を形成したとみられる。こうした点からすれば、鎮守府將軍平貞盛が、少なからぬ武力を率いて「奥地」に侵攻し、北方への支配力を拡張させた蓋然性は高いと結論づける。

論文審査の結果の要旨

平安時代の東北史研究は70年代以降、活況を呈した。それをもたらしたのは、それまでの東北古代史の通説であった「奥羽独立国家論」（安倍・清原・奥州藤原氏の権力を独立国家とみなす）を批判する新しい見解が提起されたことであった。藤原氏や清原・安倍氏の権力を、国家によって「蝦夷の支配を委ねられた、いわば国家の機関である」と捉える新説は研究者の支持をえ、新たにこの見解にそって研究を進めるものも現れた。さらにこうした見方は10世紀前後の歴史把握にも影響を及ぼし、「10世紀初めの時期、鎮守府・秋田城の機構整備と権限強化が進められ」、その結果、独自の管郡の設置や「長官である鎮守府將軍・出羽城介の『受領官』への格上げ」がなされたとする「鎮守府・秋田城体制」説も出現した。その後、この説は東北史ばかりでなく、武士研究者にも受け入れられ、近年では9・10世紀東北史の通説として定着した感がある。しかしこの説は、もともと中世史研究上の要請から演繹的に導きだされた面が強く、実証的にもいくつかの課題を残していた。この点に着目した論者は、この「鎮守府・秋田城体制」説に対して、真正面から批判を試み、9・10世紀の新しい東北史像の構築をめざしている。

本論は5章からなり、その前後に研究史を整理し、課題を提示した序章と、論文の内容を要約した終章が配されている。

第一章「平安前期東北史研究の再検討」では、10世紀以降の東北北部支配に関して通説となっている「鎮守府・秋田城体制」説を正面からとりあげ、その問題点を明らかにしている。論者はまず、この説の前提となっている、10世紀における「奥六郡」の存続について検討を加え、このうち北部四郡は延喜民部式に記載されておらず、10世紀前半までに廃絶していたと捉える。ついで、鎮守府將軍と秋田城介が特殊な「受領官」であったとみなされている点についても、鎮守府も秋田城もともに国府の被管にすぎず、所管の郡もなかったと批判する。そのうえで、この説は史料的な根拠に欠けるばかりでなく、反証となる史料が多くみられるので、全く成立しえないと結論づける。この通説批判は緻密になされており、的確であると判断される。

第二章「磐井郡の成立」は、9世紀の陸奥北部支配に関する通説である「胆沢三郡」説を批判し、磐井郡の立郡過程を再

考したものである。「胆沢三郡」説によれば、当郡は胆沢城造営を契機に、衣川の北に位置する胆沢・江刺の両郡とともに立郡されたという。しかしこの三郡を一括する見解には論証に問題があることと、9世紀においても衣川の南北は異質の地域であったとみられることから、論者は従いがたいとする。さらに論者は、当初栗原郡に属し、エミシ・国家側双方にとって「辺境」であった当郡域は、胆沢以北の支配確立によって、実質的支配の必要がました結果、伊治城廃絶と同時期に栗原郡から分置されたと論じる。通説とは違う立場から、東北史を考察する第一歩となるものである。

第三章「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配」では、陸奥北部四郡廃絶までの経緯を明確にすべく、「三十八年戦争」後半期以降のエミシ政策、およびエミシ支配について考察している。論者はまず、同戦争後半期に蝦夷・俘囚に対する大規模な怀柔政策が実施されたこと、その結果、戦後も蝦夷・俘囚社会にある程度の軍事力・経済力が温存されていたことを明らかにする。戦争後、陸奥北部で反乱・騒乱が断続的に発生するのもそのためであるが、従来こうした騒乱は、国家側の対策が奏功して沈静化したとされてきた。しかし論者はこうした見方に反対し、当時の陸奥官人補任状況など、いくつかの事から総合的に判断すると、国家側の対策は結局失敗し、その結果、北部四郡は9世紀中葉、俘囚側に事実上「奪還」されたと結論づける。「三十八年戦争」後のエミシ支配に関する新しい捉え方であるとともに、通説批判を裏づける見解でもある。

第四章「九世紀陸奥『奥地』と元慶の乱」は、9世紀の史料に散見する「奥地」という語に注目して、廃絶後の北部四郡の推移を考察したものである。論者は「奥地」の用例を年代順に検討し、これまで文脈により陸奥「奥地」と出羽「奥地」とに分けて解釈されてきた「奥地」が、すべて陸奥「奥地」であるとみられること、この「奥地」が衣川以北地域をさすこと、また出羽元慶の乱に際して、陸奥「奥地」が反乱勢力の一翼を担っていたとみられることなどを論じている。実証のうえで一部詰めきれないところをのこすものの、多くの重要な論点と関わる注目すべき見解である。

第五章「十世紀の東北支配と武士」では、廃絶した北部四郡の復置に焦点をあてつつ、10世紀の東北支配の推移を論じている。論者によれば、10世紀前葉まで東北支配は不安定な状態が続いていたが、後半になると、情勢が変化し、国家の北方支配力が飛躍的に拡張される。そしてこの世紀の半ば以降に確認されるいくつかの事実、たとえば北方の物産が頻繁に都にもたらされること、東北に関する貴族官人層の認識が変容すること（歌枕の分析から導きだされる）、毛抜形太刀（俘囚剣）の使用が衛府の官人たちの間で始まることなどが、この見通しを裏づけるものとされる。論者はさらに、この支配力拡張の背景を問い、そこには有力富豪層の私的武力を取り込むという形で行われた国家的軍事力の強化があったと捉えている。10世紀の東北史について、この世紀後半における北方支配力の拡張という論点を提起しつつ、独自の新しい見通しを示したものである。

本論文は、これまで東北古代史の通説の位置を占めていた「鎮守府・秋田城体制」説が実証的に成り立ちがたいことを、立論過程と史料に即して説得的に論じており、9世紀以降の東北史の見直しを迫るものとなっている。そればかりでなく、通説から離れた立場からいくつかの新たな捉え方も提唱しており、9・10世紀の新しい東北史像の構築に向けて確かな歩みを始めたと評価しうるものである。史料の読みも概ね的確であり、論の展開にも無理はない。とはいえ、望むべき点もいくつかみられる。10世紀における鎮守府や秋田城のあり方や武士の成立をどう捉えるか、また11世紀以降の東北史をどう展望するかといった問題が十分論じられていないことである。しかしこれらも残された課題とみなすべきものであり、博士論文としての価値を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2005年7月25日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事からについて口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。